

# 会計年度任用職員(男女平等参画推進センター専門相談員)募集要項

令和8年1月1日

スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課

名古屋市では、男女平等参画推進センターにおいて「女性のための総合相談」を実施しています。家庭や職場、地域などで女性が直面するさまざまな問題について、「女性だからこそなければ」といった性別役割的な見方を問い直し、相談者の気持ちを尊重しながら主体的な解決をめざしています。

このたび、ジェンダーの視点から女性の自己決定を支え、一緒に悩みを考える専門相談員を次のとおり募集します。

## 1 選考区分・採用予定人数・主な職務内容等

| 選考区分                              | 採用予定人数 | 主な職務内容  | 任用期間                      |
|-----------------------------------|--------|---|---------------------------|
| 会計年度<br>男女平等参画<br>推進センター<br>専門相談員 | 4名程度   | <b>【任用直後】</b><br>名古屋市男女平等参画推進センター（中区大井町7番25号）にて、女性が家庭や職場などで抱えているさまざまな悩みや問題を解決するための相談（電話、面接、SNS等）、関係機関との連絡調整や、男女平等参画推進センターが実施する相談に関連する事業の企画運営などの業務を行います。<br><b>【変更の範囲】</b><br>職務内容及び勤務場所について、任用後の変更はありません。 | 令和8年4月1日から<br>令和9年3月31日まで |

## 2 受験資格

次の(1)～(3)のすべての要件を満たすことが必要です。

### (1) 次のいずれかに該当する方

- ア 公認心理師、臨床心理士、フェミニストカウンセラー、キャリアコンサルタント、社会福祉士、精神保健福祉士、産業カウンセラー若しくはこれに類する心理カウンセラーのうちいずれかの資格を有する者
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、社会福祉、児童福祉、社会学、臨床心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者（卒業見込を含む。）ただし、上記アに記載する資格取得に繋がる課程を修めた者に限る（必要単位修得により資格の受験資格が得られる等）。
- ウ 男女平等参画のための施設又はその他これに類する機関において、女性の自立支援や男女の人権尊重に関する相談業務に携わった経験を有する者
- エ 女性支援に関して一定の知識・経験を有する者

(2) パソコン基本操作（Excel、Word等を使ったデータ入力、資料作成、電子メールの操作、インターネットでの検索等）ができる方

(3) 次のいずれにも該当しない方

- ・地方公務員法第16条の規定により、地方公務員となることができない者
  - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
  - イ 名古屋市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、またはこれに加入した者
- ・平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けているもの（心神耗弱を原因とするもの以外）

### 3 申込み

(1) 申込期間

令和8年1月1日（木）から 令和8年1月23日（金）まで 必着

(2) 提出書類等

下記の①②③を提出してください。なお、提出書類に不備がある場合は、無効となることがあります。また、提出書類は返却できません。

①応募申込書

名古屋市公式ウェブサイトからダウンロード可能です。

②小論文

【設問】

下記は電話相談の事例です。あなたは専門相談員として、電話相談の中でどのように対応しますか。男女平等参画推進センター「女性のための総合相談」を行う専門相談員として必要な視点にも触れながら、対応方法を具体的に述べてください。

相談者Aさん（パート）48歳、夫（会社員）49歳、長女18歳（高3）、二女14歳（中2）

結婚して21年。夫は仕事で帰りも遅く、家事や育児はAさん一人で担ってきた。生活費の管理は結婚当初から夫がしていて、毎月決まった額を渡される。長女が高校入学の時、制服代などまとまった金額が必要だと伝えると夫はとて不機嫌になって家計簿を細かくチェックしてあれこれと責められた。また、「子どもが自分で父親に話すべきだ」とも言って、「言い方がなってない」などと長時間にわたって説教をした。高校3年になり大学受験を前にして、予備校に行かせたいと考えているが、また同じようなことになるかと思うと切り出せないでいる。

パートの収入も家計の補填に消えてしまうため、できるだけ切り詰めて生活しているが余裕がない。両親の反対を押し切って結婚をしたため、そのころから両親とは連絡を取っておらず今更頼ることができない。Aさんは夫の給与明細を見たことがないので、どのくらい収入があるのか知らない。日々の生活がとてつらく離婚も頭をよぎるが、今の収入ではこれからのいろいろと教育費がかかる子どもを抱えて一人で育てていける自信はない。

長女は学業成績が伸び悩みいつもイライラしており、父親に反抗的な態度を取るため、言い争いがヒートアップしていく。Aさんが何とか収めようとするが「Aのしつけがなっていないからだ。女は大学なんて行かなくていい」と怒鳴られて、かえってひどい状況になってしまう。最近では二女が学校を休みがちになっていることも心配だ。

Aさんも集中力がなくなって職場でミスが続いている。考えがまとまらず、自分ではどうしたらいいのかわからない。

※別紙原稿用紙（1000文字以内、A4縦長横書き）を必ず使用し、自筆で作成してください。書き直す場合は、あらかじめ原稿用紙をコピーしておくか、ウェブサイトからダウンロードして印刷してください。

③返信用封筒（第1次試験の結果通知用）

長形3号（長さ23.5cm、幅12cm程度のもの）に110円切手を貼付し、申込者の郵便番号、住所、氏名を記載したもの。

(3) 申込方法

(2) の提出書類等に必要事項を記入の上、スポーツ市民局男女平等参画推進課まで郵送（令和8年1月23日（金）必着）もしくは持参してください。

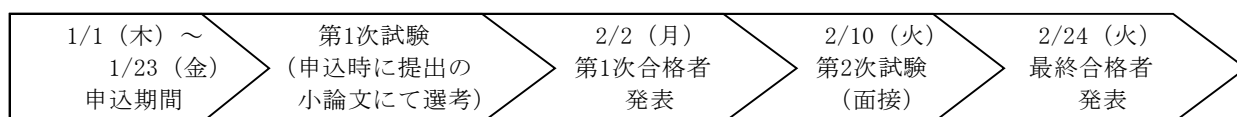
※郵送の場合は、封筒の表面に「応募申込書等在中」と朱書きしてください。また、郵送方法は指定しませんが、簡易書留等の方法が確実です。

※持参の場合は、申込期間内（閉庁日除く）の午前9時から午後5時30分まで受け付けます。

[郵送宛先] 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
名古屋市スポーツ市民局男女平等参画推進課（市役所本庁舎5階）

4 選考の日程等

(1) 選考の流れ



(2) 試験内容

| 試 験       | 日程        | 試験内容                | 配点     |
|-----------|-----------|---------------------|--------|
| 第1次試験（筆記） | 申込時に提出    | 申込時に提出の小論文を筆記試験とする。 | 180点満点 |
| 第2次試験（面接） | 2/10（火）午後 | 個人面接試験を実施する。        | 450点満点 |

※第2次試験において得点が一定水準に達しない場合は、総合得点に関わらず不合格となります。

(3) 第2次試験の会場及び集合時間

第1次試験結果の通知に記載してお知らせします。

※受験の際は公共交通機関をご利用ください。

(4) 各試験結果の通知

第1次試験結果は令和8年2月2日（月）に、最終選考結果については令和8年2月24日（火）に、合否にかかわらず、文書で通知（発送）します。あわせて本市ウェブサイト最終合格者の受験番号を掲載します。

(5) その他

電話等による合否に関する問い合わせには一切お答えしません。

5 最終合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、成績順に採用候補者名簿に登載され、欠員の状況などに応じて逐次採用されます。なお、採用候補者名簿に登載された人がすべて採用されるとは限りません。また、採用候補者名簿の有効期限は合格発表から令和9年3月31日までです。
- (2) 採用は令和8年4月1日を予定しております。(採用後1月間は条件付採用期間となります。)
- (3) 任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。なお、勤務実績に応じて翌年度も再び任用される可能性があります。(最大4回まで)
- (4) 受験資格がないことや申込書類に不正があることが判明した場合には、採用されないことがあります。

## 6 試験結果の簡易提供

試験の成績については、名古屋市個人情報保護条例第9条の規定に基づき、口頭で簡易提供の申出をすることができます。開示は閲覧により行います。

|            | 対象者           | 開示できるもの  | 申請期限   | 申請方法   |
|------------|---------------|--|--|--|
| 不合格者への開示内容 | 第1次試験<br>不合格者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第1次試験順位</li> <li>・ 第1次試験得点</li> <li>・ 第1次試験合格基準点</li> </ul> | 各試験の結果発表日からその翌月同日まで<br>(ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日まで)   | スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課(市役所本庁舎5階)において、必ず受験者本人が、運転免許証、旅券等の身分証明書(写真のあるもの)を提示して口頭でお申し出ください。 |
|            | 第2次試験<br>不合格者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合順位</li> <li>・ 総合得点</li> <li>・ 最終合格基準点</li> </ul>          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 9:00~12:00</li> <li>・ 13:00~17:00</li> </ul> (土日祝振替休日を除く) |  |

※開示請求は受験者本人による市役所(中区三の丸三丁目1-1)来庁が必要です。また、電話・郵便等による請求は受け付けておりません。

※必要提示書類(写真付の身分証明書)に不足がある場合は開示できません。

※来庁の際は公共交通機関をご利用ください。(自家用車での来庁はご遠慮ください。)

## 7 勤務条件

|          |  |      |              |          |
|----------|--|------|--------------|----------|
| 報酬       | 月額172,098円から219,463円(地域手当相当報酬を含む。)の範囲で、高校卒業後の年数に応じて決定<br>他に通勤手当に相当する費用弁償、期末・勤勉手当を支給<br>【報酬の例】  |      |              |          |
|          | <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">高校新卒</td> <td style="text-align: center;">高校卒業後14年(上限)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">172,098円</td> <td style="text-align: center;">219,463円</td> </tr> </table> (令和7年12月1日現在) | 高校新卒 | 高校卒業後14年(上限) | 172,098円 |
| 高校新卒     | 高校卒業後14年(上限)   |      |              |          |
| 172,098円 | 219,463円   |      |              |          |
| 勤務時間     | 本市規定による(週30時間、1日あたり6時間(休憩60分)×5日)<br>(日・月・火・金・土 午前9時45分～午後4時45分のうち1日6時間<br>水曜日のみ 午前9時45分～午後4時45分又は<br>午後1時30分～午後8時30分のいずれかで1日6時間)  |      |              |          |

|      |   |
|------|---|
| 休 日  | 週休二日制（休日は毎週木曜日、ほか原則土日のどちらか）<br>国民の祝日に関する法律に規定する休日、<br>年末年始（12/29～1/3） |
| 休 暇  | 年次休暇（20日/年）、忌引休暇、介護休暇等  |
| 社会保険 | 健康保険、厚生年金、雇用保険、公務災害補償あり   |
| 勤務場所 | 【任用直後】名古屋市男女平等参画推進センター（中区大井町7番25号）<br>【変更の範囲】変更なし                     |

※勤務条件は、条例改正等により変更される場合があります。

## 8 個人情報の取扱い

採用選考に際して提出された書類等は一切返却しません。なお、採用選考において取得した個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

### <問合せ先>

名古屋市スポーツ市民局市民生活部男女平等参画推進課 担当：西尾・宅間  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（市役所本庁舎5階）

Tel：052-972-2234 Fax：052-972-4206

E-mail：a2233@sportsshimin.city.nagoya.lg.jp



## 2. 経歴

- ・ 最近の経歴から順次、記載してください。
- ・ 同一勤務先でも部署・職名が異なるものは分けて記載してください。
- ・ 女性の自立支援や男女の人権尊重に関する相談業務に該当する経歴には、相談業務欄に○を付けてください。
- ・ 用紙が不足する場合は、適宜複写等のうえ追加してください。(別紙提出可)

| 年 月～年 月 | 相談<br>業務 | 職歴・相談業務等の職歴・<br>カウンセリング/ソーシャルワーク 学習歴等 |
|---------|----------|---------------------------------------|
|         |          |                                       |
|         |          |                                       |
|         |          |                                       |
|         |          |                                       |

## 3. 受験資格

募集要項1ページ「2 受験資格」(1)のアからエの中から、該当する資格に○を付けてください。

| 応募資格 | ア | イ | ウ | エ |
|------|---|---|---|---|
|------|---|---|---|---|

## 4. 志望動機

|  |
|--|
|  |
|--|

## 5. 採用後の兼業の予定（勤務先、勤務時間等）

|   |
|---|
| 有 ・ 無   |
| 〔<br>※会計年度任用職員（短時間勤務）については、任命権者による許可は必要ありませんが、兼業届の提出が必要です。届出内容に変更があった場合にはその都度兼業届を提出してください。<br>〕 |

|  |     |     |
|--|-----|-----|
| 下記事項の該当、非該当を○で囲む   |     |     |
| 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者                            | 該 当 | 非該当 |
| 2. 名古屋市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者                                    | 該 当 | 非該当 |
| 3. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 | 該 当 | 非該当 |
| 4. 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けているもの（心神耗弱を原因とするもの以外）                        | 該 当 | 非該当 |

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

氏名（自筆）



500

600

700

800

900

1000